

令和6年度 加東市ごみ収集カレンダーNo.3

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) 対象地区:下滝野、北野、穂積、河高、高岡、桜台

搬出時間: 当日朝8時30分まで ●袋の中身がみえるようにしてください。●袋の口は必ず結んで出してください。●袋の口をガムテープや紐でとめるのは禁止しています。

●凡例 ●燃えるごみ ●容器包装プラスチック ●硬質プラスチック ●ペットボトル ●缶・小型金属類 ●無色びん ●茶色びん ●その他の色びん ●乾電池 ●蛍光灯・電球 ●不燃ごみ

令和6年 4月							5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4							1		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31			

8月							9月							10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

12月							令和7年 1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4							1							1	
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
29	30	31					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	23	24	25	26	27	28	29

●間違った分別ごみには、改善ステッカーを貼り、収集は行いません。改善した後、改めて指定日に出してください。

資源ごみ

【ポリ袋】 【トレー類】 【袋類】 【ボトル類】 【パック類】 【発泡スチロール類】

このマークがついているもの
※指定ごみ袋を使用してください。

●注意事項
①汚れを落としてから出してください。
②汚れが落ちないものは燃えるごみに出してください。
③モバイルバッテリー等の発火物は絶対に入れないでください。
④プラマークがついていない場合でも、商品を入っているプラ袋や商品が入っていたプラ容器は対象になります。

【バケツ】 【ハンガー】 【PPバンド】 【スプーン】 【CDケースなど】

●注意事項
①プラスチック製品等の容器包装プラスチックに該当しない純粋なプラスチックが対象です。
②金属等との複合物は対象外です。
③汚れを落としてから出してください。

【びん】

無色 茶色 その他

●注意事項
①食料や飲料が入っていたびんが対象です。
②キャップを外し、中をゆすいでください。
③びんは飲み口の色で、無色、茶色、その他の色に分別してください。
④化粧品等のびんやガラスコップは、不燃ごみです。

【缶・小型金属類】

●注意事項
①空き缶は中をゆすくなど汚れを落としてから出してください。
②スプレー缶は、中身を完全に使い切ってから出してください。
※わからない場合は、「一般社団法人日本エアゾール協会」へお問合せください。
③金属以外のもの(鉛のビニール部分等)は取り外してください。
※なべや包丁の取っ手部分等取り外しできないものはそのまま出してください。

【乾電池】

●注意事項
①キャップとラベルを外し、中をゆすいでください。
②潰さずに出してください。
③キャップとラベルは、容器包装プラスチックです。

【蛍光灯・電球】

●注意事項
ホタン型蛍光灯は、生活環境課窓口にお持ちください。

燃えるごみ

【生ごみ】※必ず水を切ってください。

【木くず類】(30cm以下)
(例) 木くず・竹・板など
※木の幹等は長さ30cm、厚さ(太さ)10cm以下に切断してください。

【革・布類】(30cm以下)
(例) 革くずなど

【その他】(30cm以下)
(例) 使い捨てカイロ、乾燥剤、結露土、シリコン、紙おむつ、生理用品など

●注意事項
モバイルバッテリー等の発火物は絶対に入れないでください。

不燃ごみ

【陶器・鏡類・ガラス】

●ガラス製品、茶碗、植木鉢、化粧品のびんなど

ごみに関するお問合せは…

加東市役所 生活環境課
TEL.0795-43-0503(直通)

ごみ分別辞典のQRコード